

○高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(平成10年4月1日規則第56号)

改正 平成12年12月26日規則第101号 平成14年4月1日規則第47号  
平成18年4月1日規則第51号 平成21年4月1日規則第63号  
令和2年4月1日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成9年条例第53号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、同条第2項の有効期間の満了の日前30日までに、条例第3条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者(新規・更新)登録申請書(第1号様式)によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する書類は、誓約書(第2号様式)によるものとする。

2 条例第3条第2項第2号に規定する書類は、器具明細表(第3号様式)によるものとする。

3 条例第3条第2項第3号に規定する連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類は、浄化槽清掃業者に関する書類(第3号様式の2)によるものとする。

4 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (2) 専任の浄化槽管理士の略歴を記載した書面(第4号様式)及び住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 申請者(法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面(第5号様式)
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 個人にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
- (6) 事業計画書(第6号様式)
- (7) 営業所及び条例第9条第4項に規定する器具の保管場所の所在地番を記載した見取図並びに当該保管場所における当該器具の保管場所を明示した配置図
- (8) 申請者に係る市税について滞納がない旨の納税証明書

(登録簿の様式)

第5条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、第7号様式によるものとする。

(変更の届出)

第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届(第8号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて行

わなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合においては、第4条第1項及び同条第4項第3号に規定する書類
- (4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更 第4条第4項第1号及び第2号に規定する書類  
(廃業等の届出)

第7条 条例第7条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃業等届(第9号様式)により行わなければならない。

(保守点検を行うことができる浄化槽の基数)

第7条の2 条例第9条第3項に規定する浄化槽の基数は、最大700基とする。

(器具の設置)

第8条 条例第9条第4項に規定する規則で定める器具は、別表のとおりとする。

(浄化槽管理士身分証)

第9条 条例第9条第9項に規定する規則で定める浄化槽管理士身分証(以下「身分証」という。)は、第9号様式の2によるものとする。

- 2 浄化槽管理士は、条例第9条第9項の規定により身分証の交付を受けようとするときは、浄化槽管理士身分証交付(新規・書換え・再交付)申請書(第9号様式の3。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 浄化槽管理士は、身分証を譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 4 身分証の有効期間は、当該身分証の交付を受けた日から条例第2条第2項の規定による浄化槽保守点検業者(条例第2条第1項の規定により市長の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。以下同じ。)の登録の有効期間の満了の日までとする。ただし、同条第4項の規定によりなお効力を有することとされる従前の登録に係る浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の身分証の有効期限は、当該従前の登録がなお効力を有する日までとする。
- 5 浄化槽管理士は、身分証の記載事項に変更があったとき(浄化槽保守点検業者が条例第2条第3項の更新の登録を受けるときを含む。)は、交付申請書により、遅滞なく、身分証の書換え交付を市長に申請しなければならない。この場合において、身分証の書換え交付を受けたときは、浄化槽管理士身分証返納届出書(第9号様式の4。以下「返納届出書」という。)により、速やかに従来身分証を市長に返納しなければならない。
- 6 前項の規定による身分証の書換え交付の申請があった場合において、当該身分証の有効期間の満了の日までに当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされないときは、当該身分証の有効期限は、当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされる日までとする。
- 7 浄化槽管理士は、身分証を破り、汚し、又は失ったときは、交付申請書により、身分証の再交付を市長に申請することができる。この場合において、身分証

の再交付を受けた後は、返納届出書により、速やかに破った、又は汚した身分証を市長に返納しなければならない。失った身分証を発見したときも、同様とする。

8 浄化槽管理士は、次の各号のいずれかに該当したときは、返納届出書により、遅滞なく、交付を受けている身分証を市長に返納しなければならない。

(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士が環境大臣から浄化槽管理士免状の返納を命ぜられたとき。

(2) 条例第8条第1項の規定により浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業者登録簿から登録を抹消されたとき。

(3) 条例第12条第1項の規定に基づき浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。

(4) 浄化槽管理士が浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士でなくなったとき。

(標識)

第10条 条例第10条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は次のとおりとし、その様式は第10号様式によるものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 登録番号及び登録有効期間

(3) 浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号  
(帳簿の記載事項等)

第11条 条例第11条の規定により営業所ごとに備える帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

(2) 浄化槽管理者との契約年月日

(3) 浄化槽の所在地、処理能力及び処理方式並びにその浄化槽に係る建物の用途

(4) 保守点検を行った年月日、点検結果及び改善が必要であった場合の改善措置

(5) 条例第9条第7項の規定により通知した浄化槽清掃業者名及び通知年月日

2 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所ごとに3年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第12条 条例第13条第3項に規定する証明書は、第11号様式によるものとする。

(身分証交付手数料等)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める額は、2,400円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第101号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成18年4月1日規則第51号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成18年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定に基づき平成18年6月30日までに第1条の規定による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第9条第2項の規定による浄化槽管理士身分証の交付の申請を行った場合において、同年7月1日までに当該申請に対する浄化槽管理士身分証の交付又は浄化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされないときは、第1条の規定による改正前の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第9条に規定する浄化槽管理士証は、同日後においては当該申請に対する浄化槽管理士身分証の交付又は浄化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされるまでの間は、改正後の規則第9条第1項に規定する浄化槽管理士身分証とみなす。
- 3 改正条例附則第2項の規定に基づき平成18年7月1日前に交付を受けた改正後の規則第9条第1項に規定する浄化槽管理士身分証のうち、同日から平成19年3月31日までの間に更新の登録を受けた浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の浄化槽管理士身分証については、改正後の規則第9条第4項本文の規定にかかわらず、当該浄化槽保守点検業者の更新後の登録の有効期間をその有効期間とする浄化槽管理士身分証とみなす。

附 則(平成21年4月1日規則第63号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第51号)  
この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

器具の名称	浄化槽管理士1人あたりに備える器具	左欄以外に備える器具
	汚泥厚測定器具、スカム厚測定器具、スカム破碎器具、水素イオン濃度測定器具、塩素イオン濃度測定器具、透視度計、亜硝酸反応測定器具、残留塩素計、温度計、殺虫剤噴霧器、11メスシリンダー、油さし、手かぎ、メジャー、工具類、懐中電灯、ロープ、バケツ、ひしゃく、ホース及びノズル、ブラシ、点検に要する試薬、薬剤	水準計、圧力計、ドラム巻取式コード、スコップ、はしご、棒すり、携帯用顕微鏡
	営業所に置く浄化槽管理士1人に対し、上に掲げる器具一式を営業所に備え	合併処理施設を対象とする場合は、次の器具を追加すること。

備考	ること。	DO測定器具，MLSS測定器具，汚泥返送用自吸式ポンプ，換気ファン，酸素濃度計，ガス検知器(硫化水素用等)
----	------	---

第1号様式(第3条関係)

浄化槽保守点検業者(新規・更新)登録申請書

[別紙参照]

第2号様式(第4条，第6条関係)

誓約書

[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

器具明細表

[別紙参照]

第3号様式の2

浄化槽清掃業者に関する書類

[別紙参照]

第4号様式(第4条関係)

浄化槽管理士の略歴書

[別紙参照]

第5号様式(第4条，第6条関係)

申請者〔(法人の役員/本人/法定代理人)〕の略歴書

[別紙参照]

第6号様式(第4条関係)

事業計画書

[別紙参照]

第7号様式(第5条関係)

役員(業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名

[別紙参照]

第8号様式(第6条関係)

浄化槽保守点検業登録事項変更届

[別紙参照]

第9号様式(第7条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届

[別紙参照]

第9号様式の2

浄化槽管理士身分証

[別紙参照]

第9号様式の3

浄化槽管理士身分証交付（新規・書換え・再交付）申請書  
[別紙参照]

第9号様式の4  
浄化槽管理士身分証返納届出書  
[別紙参照]

第10号様式(第10条関係)  
高知市浄化槽保守点検業者登録票  
[別紙参照]

第11号様式(第12条関係)  
証明書  
[別紙参照]